日野市商工会建設業部会

（一財）日本環境衛生センター　主催

建設業部会の皆様へ

***建築物石綿含有建材調査者資格講習会***

一定規模以上の構築物や特定の工作物の解体・改修工事は、の有無

の事前調査結果の報告が、施工業者（元請事業者）の義務になります！

２０２２年４月１日着工の工事から適用

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　時 | **令和４年11月10日(木)・11日(金)9:00～17:50（両日とも）** |
| 会　　場 | 日野市商工会館　３階会議室　（日野市多摩平7-23-23） |
| 内　　容 | 第１日目　建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識石綿含有建材の建築図面調査第２日目　現場調査の実際と留意点（調査・分析）建築物石綿含有建材調査報告書作成筆記試験　※２日間の講義終了後の筆記試験に合格した方には　「一般建築物石綿含有建材調査者」の修了証明書が付与されます |
| 参加費 | ５２，０００円　消費税込　テキスト・昼食代込　　　　 | 定　員 | ４０名　（先着順） |
| お申込み | 下記の申込書に必要事項を記入の上、参加費をそえて**商工会窓口**にてお申込み下さい。**（FAX不可）**受付時間　平日：9時～16時まで（土日祝除く） |
| 締め切り | 　８月２６日（金）まで　（定員になり次第締め切ります） |

日野市商工会　宛　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**（切り取らずにこのままご持参下さい・FAX不可）**

**建築物石綿含有建材調査者講習会　参加申込書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **会社名** |  | **業　種** |  |
| **参加者** |  | **ＴＥＬ** |  |
| **携帯番号** |  | **ＦＡＸ** |  |
| **メール****アドレス** | **（専用URL送付用）** | **受講資格区分番号** | **（次ページ参照）** |

※ご記入頂きました個人情報につきましては、日野市商工会の個人情報に対する基本姿勢に基づき取り扱い致します。

※複数名申し込みの際はコピーしてお申し込みください。

**日野市商工会**

**受講資格**

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験 年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講資格区分番号 | 学　　歴　　等 | 実務経験年数 |
| １ | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する 実務経験年数：２年以上 |
| ２ | 学校教育法による短期大学（修業年限が３年であるものに限り、同法による専門職大学の３年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者） | 卒業後の建築に関する実務経験年数：３年以上 |
| ３ | 「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の 前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこ れに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する実務経験年数：４年以上 |
| ４ | 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課 程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する実務経験年数：７年以上 |
| ５ | **「1～4」に該当しない者（学歴不問）** | **建築に関する** **実務経験年数：１１年以上** |
| ６ | 建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者 | 実務経験年数：２年以上 |
| ７ | 特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者 | 石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：５年以上 |
| ８ | **8－a 石綿作業主任者技能講習（※2）を修了した者（実務経験年数不問）** |
| ９ | 産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※3） |
| １０ | 労働基準監督官として従事した経験を有する者 | 従事経験年数：２年以上 |
| 【海外の大学で建築学課程を卒業した方など 1～10 に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】 |

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号

※3 労働安全衛生法第九十三条第一項

＊ 経験年数については、申込書作成時以降も実務が継続される見込みの場合、希望講習会場の開催月まで積算した年数を記入することができます。

＊ 受講資格区分により必要書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、別途ご案内いたします

商工会にて参加申込受付

（参加費持参・ＦＡＸ不可）

当日講習会へ参加

データ不備無し

データ不備者へ

連絡・修正依頼

日本環境衛生センターが

申込データ確認

受講者が

申込フォーム入力

商工会より

書類提出フォーム配布

講習当日までの流れ